

## 6 施工管理の留意事項 (土木工事共通仕様書 1-1-1-24、1-1-1-33)

- (1) 丁張検査等の監督員等による検査については、監督員等の指示によること。
- (2) 土木工事の品質及び出来形については、各部が定める土木工事共通仕様書及び施工管理基準により施工管理を実施し、資料を整備すること。
- (3) 資料整備にあたっての留意事項
  - ① 検測、観測、試験等の測定結果は表にまとめ、最高値・最低値・平均値を明示しておく。
  - ② 工事中または工事完成時の抜石・注水・コア採取・密度試験等の位置は、監督員から書面により指示を受ける。なお、その位置を展開図等に明示しておく。
  - ③ 品質管理の頻度は、施工管理基準の試験回数を標準に、施工計画書に明示した回数及び箇所を実施する。
  - ④ 管理図表を(品質・出来形)作成し、バラツキ等を確認すること。バラツキ等の確認によって必要がある場合は出来形や良好な品質の確保のため必要な措置を取ること。(測定数が10点未満の場合は管理図の作成は不要)
  - ⑤ 以上の結果については監督員等の請求に対し直ちに提示できるようにしておく。

## 7 工事出来形図 (80%、100%) (土木工事共通仕様書 1-1-1-26)

別紙「工事出来形図作成要領」の他、以下に留意すること。

- ① 設計寸法を( )書で並び又は上段に図示する。
- ② 各種測定(試験)等の実施箇所を明示する。
- ③ 約80%の出来上がり時に、残り20%の出来形を予想した完成展開図で協議済のもの。(監督員は、これに基づき変更する)
- ④ 100%出来形図は、完成出来形展開図で、しゅん工検査等に使用する。
- ⑤ 舗装工の延長は水平距離とするが、維持工事等では、受発注者の協議により斜距離で出来形管理することもできる。